CAPITAL GROUP®

投資信託説明書(交付目論見書)
2026年11月20日

キャピタル世界株式ファンド（DC年金つみたて専用）

追加型投信／内外／株式

販売会社および基準価額等に関するお問い合わせ先

電話番号
03-6366-1300（営業日9～17時）

ホームページ
capitalgroup.co.jp



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行なう「キャピタル世界株式ファンド(DC年金つみたて専用)」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年11月19日に関東財務局長に提出しており、2026年11月20日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、投資信託約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

【委託会社】ファンドの運用の指図を行なう者
キャピタル・インターナショナル株式会社
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第317号
設立年月日:1986年3月1日
資本金額:450百万円(2026年9月30日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 38,372億円(2026年9月30日現在)

【受託会社】ファンドの財産の保管および管理を行なう者
三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(www.imaj.or.jp/)をご覧ください。

主要投資対象ファンドの特色（追加的記載事項）

当ファンドが、実質的に主要投資対象とするキャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)の運用戦略のポイントです。実質的な投資対象ファンドの概要は、後記「5. 追加的記載事項」をご覧ください。

当運用戦略のご紹介

運用戦略のポイント

マルチナショナル企業に注目

●多国籍に事業展開する企業（マルチナショナル企業）は、さまざまな国での事業経験から得た高度な知見やビジネスノウハウを持ち、競争優位にあると考えます。

50年を超える長期の運用実績

●1973年に米国で運用開始以来、50年以上にわたり世界の成長を享受することを追求し、長期的に良好な運用実績を残してきました。

再現性*の高い運用プロセス

●複数のポートフォリオ・マネジャーが連携して1つのファンドを運用することで長期的に優れた運用成果の実現を目指します。

＊再現性とは、運用プロセスの継続性・一貫性を表現したものであり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

マルチナショナル企業に注目

成長段階の異なるマルチナショナル企業に投資

発展段階のマルチナショナル企業

●グローバルプレーヤーへの移行過程
●収益や事業基盤の急速な拡大
●強い成長力は株価上昇の原動力に

＋

成熟段階のマルチナショナル企業

●世界的な販売網や高いブランド力
●強固なバランスシート、キャッシュフロー
●安定した競争力は株価下落の抵抗力に

50年を超える長期の運用実績

●キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)と同一の運用手法を用いた運用戦略は、キャピタル・グループが1973年に運用を開始した主に全世界の株式に投資するニューパースペクティブ運用と同一のものです。

主要投資対象ファンドの特色（追加的記載事項）

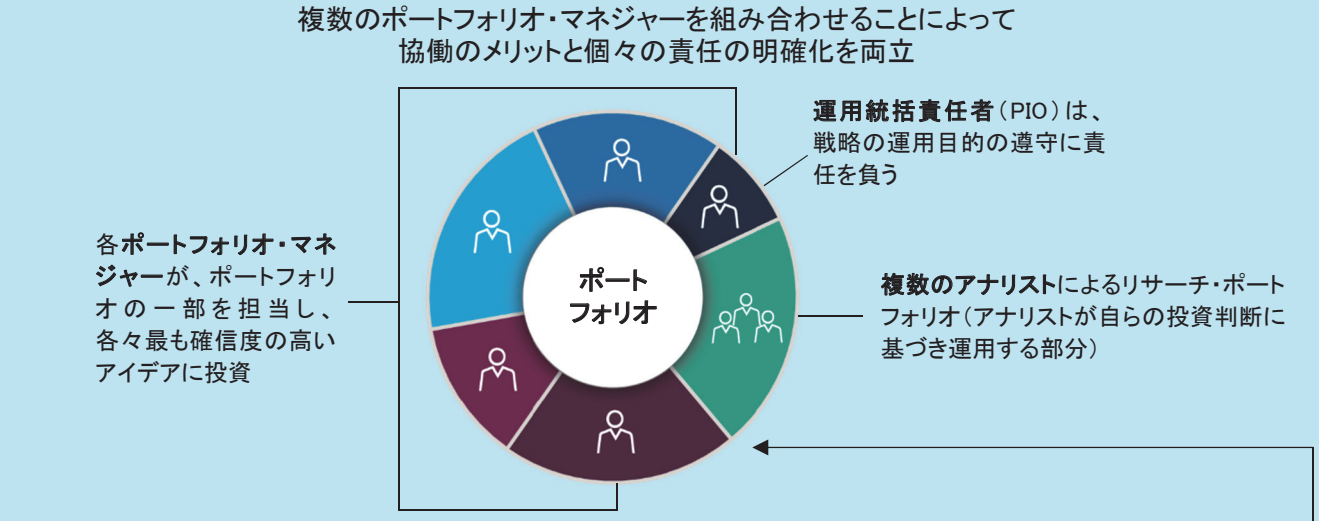
当ファンドが、実質的に主要投資対象とするキャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)の運用戦略のポイントです。実質的な投資対象ファンドの概要は、後記「5. 追加的記載事項」をご覧ください。

再現性*の高い運用プロセス

「キャピタル・システム」とは・・・

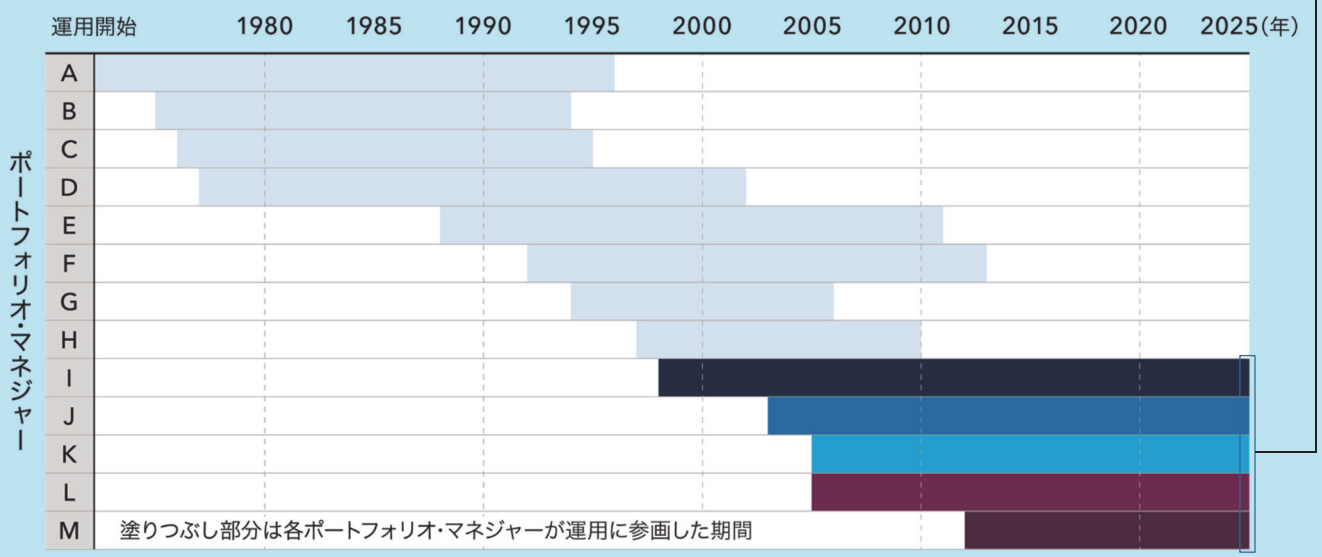
ポートフォリオを分割し、それぞれを投資アプローチの異なる担当者が運用するキャピタル独自の運用手法です。あらゆる市場環境においてもリターンの獲得とリスク分散の両立、1人の運用担当者に依存するリスクの回避を可能にしています。

「キャピタル・システム」によるポートフォリオ分割のイメージ



運用プロセスは脈々と受け継がれ、長期的に運用の継続性と再現性が実現されています。

ポートフォリオ・マネジャーの変遷（イメージ）



※上記はキャピタル・システムについてご理解いただくためのイメージ図であり、実際の運用（人数や時期など）とは異なります。

＊再現性とは、運用プロセスの継続性・一貫性を表現したものであり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

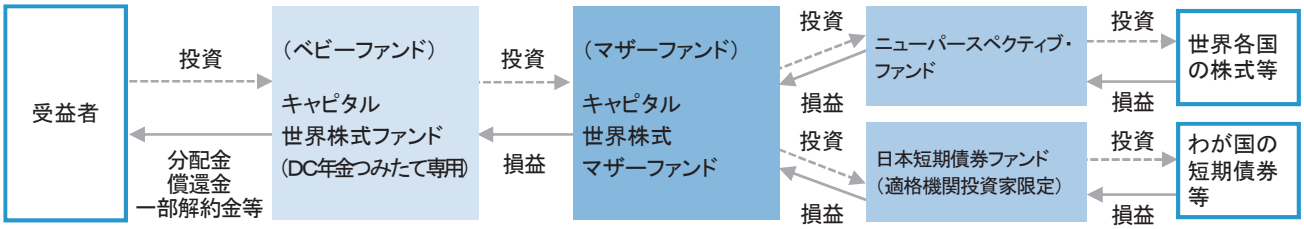
- キャピタル世界株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、内外の投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
  - **投資対象ファンド**

    ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)」(以下「ニューパースペクティブ・ファンド」ということがあります。) ・・・新興国を含む世界各国の株式等に投資を行ないます。

    追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」・・・ わが国の短期債券等に投資を行ないます。

    ※実質投資割合は、「ニューパースペクティブ・ファンド」を高位に維持することを基本とします。

    ※実質的な投資対象ファンドの概要は、後記「5. 追加的記載事項」をご覧ください。
  - **投資形態 ファンド・オブ・ファンズ**



ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
  主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。
  - **運用体制(運用プロセスの概念図)**

ステップ1
銘柄の推奨



投資対象

- グローバル担当アナリストが魅力的と考える投資機会を推奨
- 多様なコミュニケーション手段が調査における協働意識を高める
- 株式アナリスト、債券アナリスト、マクロエコノミストの間で見識を共有

ステップ2
投資適格基準



適格銘柄

- 投資適格基準:
  - 時価総額
  - 本拠を置く国以外で保有する資産や売上高の規模
  - 世界の成長トレンドから見込まれる利益

ステップ3
ポートフォリオ構築



ポートフォリオの構築

- 複数のポートフォリオを組み合わせて1つのポートフォリオを構築
- ポートフォリオ・マネジャーは、自己の裁量で確信度の高い銘柄を組み入れ
- アナリストもリサーチ・ポートフォリオ*1の運用に参画

ステップ4
投資実行とリスク管理



プリンシパル・インベストメント・オフィサー(PIO)*2がポートフォリオ全体を統括

- ポートフォリオ・マネジャーは、配分された担当ポートフォリオのリスク・リターン目標の達成を目指す
- PIOは、ポートフォリオ全体が目標に沿って運用されるよう監督
- グローバル・インベストメント・コントロール*3は、日次でポートフォリオを管理

＊1 リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。
＊2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行なう運用統括責任者。
＊3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守徹底を図っています。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。)には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行ないません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- デリバティブの直接利用は、行ないません。

分配方針

- 毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ないます。
- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、当ファンドは、確定拠出年金の拠出資金およびNISA(つみたて投資枠)の投資資金の運用を行なうファンドのため、原則として分配を抑制することとしています。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

- **価格変動リスク**
  当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入株式等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
- **為替変動リスク**
  当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
- **金利変動リスク**
  当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。
- **信用リスク**
  株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。
- **流動性リスク**
  有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。
- **カントリーリスク**
  投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記の各リスクに限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド(マザーファンドの投資対象ファンドを含む。)が有するリスクを間接的に受けることになります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

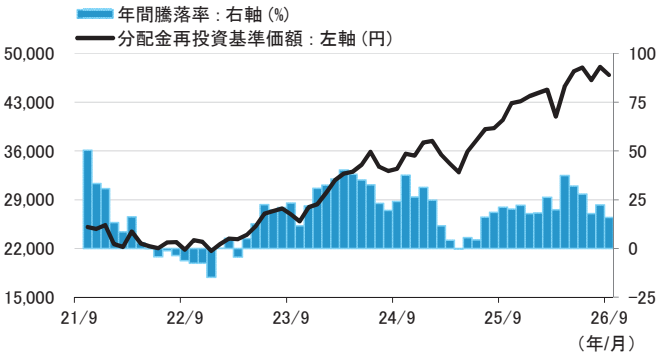
リスクの管理体制

委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。法務コンプライアンス部は、投資制限等の遵守状況や組入資産の流動性リスクを含む運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリング等を行ない、管理徹底を図っております。オペレーション部は、発注の適正な執行および決済を図り、管理徹底に努めております。なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。また、取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの定量的比較

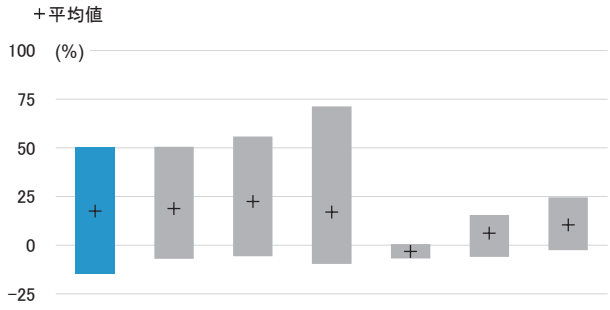
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル世界株式ファンド（DC年金つみたて専用）



（注1）分配金再投資基準価額は、設定日（2016年4月21日）を10,000円とした基準価額で、2021年10月から2026年9月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
（注3）年間騰落率は、2021年10月から2026年9月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	50.4	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△ 14.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 7.0	△ 6.1	△ 2.7
平均値	17.4	18.7	22.4	16.8	△ 3.3	6.1	10.4

（単位：%）

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率と異なる場合があります。
（注3）ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2021年10月から2026年9月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜各資産クラスの指数＞
日本株　・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。
TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はJPXが有しています。なお、ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、JPXは、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

2026年9月30日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2026年9月30日）

キャピタル世界株式ファンド（DC年金つみたて専用）



（注） 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

分配金の推移

第11期	2026年8月	0円
第10期	2025年8月	0円
第9期	2024年8月	0円
第8期	2023年8月	0円
第7期	2022年8月	0円
	設定来累計	0円
	分配金は1万口当たり、税引前	

主要な資産の状況（2026年9月30日現在）

キャピタル世界株式ファンド（DC年金つみたて専用）

＜キャピタル世界株式マザーファンドの主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスC）	99.91
2	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.00

＜キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の主要な資産の状況等＞ （2026年9月30日現在）

上位10銘柄

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	5.01
2	メタ・プラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス	4.54
3	エヌビディア	米国	情報技術	3.22
4	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	3.03
5	ブロードコム	米国	情報技術	3.00
6	マイクロソフト	米国	情報技術	2.81
7	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	2.63
8	テスラ	米国	一般消費財・サービス	2.38
9	SKハイニックス	韓国	情報技術	1.84
10	イーライリリー	米国	ヘルスケア	1.75

上位5業種

順位	業種名	投資比率(%)
1	情報技術	32.31
2	資本財・サービス	12.97
3	ヘルスケア	10.64
4	一般消費財・サービス	10.39
5	コミュニケーション・サービス	9.95

資産構成比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	97.13
債券	–
現金・その他	2.87

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率

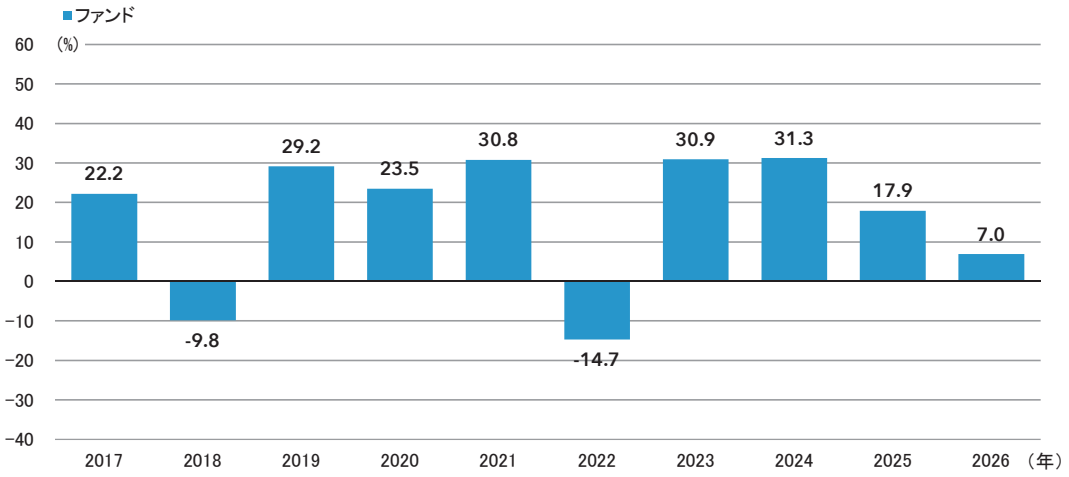
国名	投資比率(%)
米国	53.66
フランス	6.17
台湾	5.06
英国	4.93
日本	4.60
その他国	22.70
現金・その他	2.87

通貨別構成比率

通貨名	投資比率(%)
米ドル	59.54
ユーロ	12.95
台湾ドル	5.06
英ポンド	4.61
日本円	4.60
その他通貨	10.36
現金・その他	2.87

年間収益率の推移

キャピタル世界株式ファンド（DC年金つみたて専用）



ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2026年は年初から9月末までの収益率を表示。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2026年11月20日～2027年11月18日 申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込不可日	委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp)に申込不可日を掲載します。 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けることまたは純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2016年4月21日設定)
繰上償還	委託会社は、次に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 • 当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ったとき • 受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回(8月)の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。(原則再投資)
信託金の限度額	3兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	当ファンドを購入になれるのは、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等、ならびにNISAの「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」を利用して当ファンドを保有される投資者に限るものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

購入・換金のお申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料　ありません。

信託財産留保額　ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して**年率1.078%（税抜0.98%）**の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

信託報酬		年率1.078%（税抜0.98%）
委託会社	年率0.48%（税抜）	委託した資金の運用等の対価として
販売会社	年率0.48%（税抜）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
受託会社	年率0.02%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として
投資対象とする外国投資信託*1の信託報酬		年率0.00%
投資対象とする国内投資信託*2の信託報酬		年率0.007%程度
実質的な負担*3		**年率1.085%程度（税込）**

＊1 「ニューパースペクティブ・ファンド」の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「その他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。なお、当該ファンド管理費用の総経費率は、後記（参考情報）ファンドの総経費率に表示する「④投資先ファンドの運用管理費用以外」の比率でご覧いただけます。

＊2 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

＊3 当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

その他の費用・手数料

投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。

法定開示にかかる費用	**年率0.05%以内（税込）** 委託会社は下記イ．およびロ．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ．およびロ．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。 イ．信託財産に関する法定開示のための監査費用 ロ．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
資産管理費用（カストディーフィー）	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。
資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。
受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。
有価証券等の売買委託手数料等	投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。
投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用	ファンド運用会社が、契約先との適正な価格設定により、当該ファンドから適切な費用の支払いを受けます。

※法定開示にかかる費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、そのつど信託財産から支払われます。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税／普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税／換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は、2026年9月30日現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

  少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）、その内訳は下記のとおりです。

総経費率 (①＋②＋③＋④)	① 当ファンドの運用管理費用			② 当ファンドのその他費用	③ 投資先ファンドの運用管理費用	④ 投資先ファンドの運用管理費用以外
1.13%	1.08%			0.00%	0.00%	0.05%
	委託会社 0.53%	販売会社 0.53%	受託会社 0.02%			

- 上記対象期間は、2025年8月21日から2026年8月20日までのものです。
- 上記値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- 投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。
- 当ファンドの費用には、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。また、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なります。
- 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用には、外国ファンドにおけるカストディーフィー等のファンド管理費用が含まれています。

5.追加的記載事項

実質投資対象ファンドの概要

ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
投資対象	主として世界各国の株式に投資を行ないます。
投資態度	• 主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。 • 市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 • 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行なえない場合があります。
主な投資制限	• 原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 • 原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 • 原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 • 純資産総額の10%を超えての借入れは、行ないません。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

上記は、2026年9月30日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型証券投資信託／契約型
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	• 日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 • NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 • 日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 • 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行なえない場合があります。
主な投資制限	• 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 • 外貨建資産への投資は、行ないません。 • 有価証券先物取引等を行なうことができます。 • スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社

上記は、2026年9月30日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

＊NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）に帰属しております。また、NFRCは、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

＜余白＞

＜余白＞